

# 令和 8 年度恩納村地域おこし協力隊募集支援委託業務 評価基準

## 1. 評価の方法

### (1) 一次審査（書面審査）

1. 技術提案書を提出した者が 4 者以上であるときは、恩納村プロポーザル方式実施要綱第 22 条の規定により事前評価を行う。
2. 各委員が、技術提案書及び添付書類のみに基づき、2 の評価項目のうち項目 1 から 7 までについて、配点の範囲内で採点する。
3. 事前評価の基準は、各委員の合計点を合算した点数が上位 3 位以内であることとし、これを満たす者を二次審査の対象者とする。
4. 技術提案書を提出した者が 3 者以下であるときは一次審査を行わず、全提案者を二次審査の対象とする。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

1. 各委員が、技術提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、2 の評価項目のうち項目 1 から 7 までについて、配点の範囲内で採点する。
2. 各委員の合計点を合算した点数に、価格点（項目 8）に採点した委員の数乗じた点数を加えたものを、当該提案者の評価点とする。一次審査の得点は加算しない。
3. 評価点が最も高い者を受注候補者として選定する。ただし、評価点が満点（100 点×採点した委員の数）の 6 割（以下「最低基準点」という。）に満たない場合は、受注候補者として選定しない。
4. 技術提案書を提出した者が 1 者のみの場合も同様に採点し、評価点が最低基準点以上であるときは、当該提案者を受注候補者として選定する。

### (3) 同点の場合の取扱い

一次審査及び二次審査のいずれにおいても、評価点が同点となった場合は、評価項目 3「募集戦略及び媒体活用」の得点が高い者を上位とする。なお同点の場合は、選定委員会の協議により決定する。

## 2. 評価項目及び配点（委員 1 人あたり 100 点）

| No. | 評価項目                      | 着眼点                                                                                                                                                                                      | 配点  |
|-----|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1   | 業務の理解度<br>及び実施方針          | 村の地域特性及び課題を理解しているか。業務全体の進め方、工程、発注者との役割分担が明確か。令和 9 年 4 月 1 日着任という日程の制約を踏まえた実現性のある工程となっているか。                                                                                               | 15  |
| 2   | 受入希望課へのヒアリング<br>及び募集案件の企画 | 受入希望課へのヒアリングの手法が具体的か（各課の課題、隊員に担わせる地域協力活動の内容、活動の年間プログラム、受入体制及び任期終了後の見通しを引き出せるものとなっているか）。ヒアリングの結果を募集要項に反映するまでの手順と期間が示されているか。ミッションの設定、求める人物像、待遇の示し方等、募集案件の企画に関する助言に、他自治体の事例等に基づく専門的な根拠があるか。 | 15  |
| 3   | 募集戦略及び<br>媒体活用            | 指定ポータルサイト（JOIN・おきなわ島ぐらし）の特性を踏まえた掲載・運用の方針が具体的か。独自媒体、スカウト機能、SNS 等の活用の実効性があるか。限られた期間での募集スケジュールの設計と、応募が伸びない場合の見直し及び追加募集の判断の手順が示されているか。                                                       | 20  |
| 4   | 採用支援及び<br>ミスマッチ防止         | 事前ヒアリングによる候補者情報の整理の手法が具体的か。選考プロセス及び面談設計に関する助言が有効か。                                                                                                                                       | 15  |
| 5   | 着任前支援                     | 住居、転入手続、生活の立ち上げに関する支援の内容が具体的か。着任前オリエンテーションの企画が受入課職員を含めたものとなっているか。                                                                                                                        | 10  |
| 6   | 職員向け研修                    | 研修の内容が村の実情に即しているか。受入れが失敗する要因とその回避策に踏み込んでいるか。2 回の構成に一貫性があるか。                                                                                                                              | 10  |
| 7   | 実施体制及び<br>業務実績            | 配置予定者の経験及び本業務への従事割合が明らかか。地方公共団体から受託した地域おこし協力隊の募集又は採用の支援に関する業務の実績が十分か（様式第 7 号により評価する。実績の有無は提案資格とはしない）。沖縄県内又は同規模団体での実績があるか。                                                                | 10  |
| 8   | 価格点（事務局<br>算定）            | 次の式により事務局が算定する。価格点＝5 点×（全提案者のうち最も低い見積額÷当該提案者の見積額）。小数点以下第 2 位を四捨五入する。見積額が委託上限額を超える場合は失格とする。                                                                                               | 5   |
| 合 計 |                           |                                                                                                                                                                                          | 100 |

### 3. 採点の基準

項目 1 から 7 までの得点は、次の区分により付与する。

| 評価 | 内容                      | 得点率      |
|----|-------------------------|----------|
| A  | 優れている（期待を上回る具体性・実現性がある） | 配点の 100% |
| B  | やや優れている                 | 配点の 80%  |
| C  | 標準（仕様書の水準を満たす）          | 配点の 60%  |
| D  | やや劣る                    | 配点の 40%  |
| E  | 劣る（仕様書の水準を満たさない）        | 配点の 20%  |

### 4. 選定委員会

1. 委員会は副村長を委員長とし、村長が指名する課長級の職員 4 名以上の委員で構成し、外部委員は置かない（恩納村プロポーザル方式実施要綱第 4 条第 2 項）。組織及び運営は、恩納村地域おこし協力隊募集支援委託業務プロポーザル選定委員会設置要綱による。
2. 委員は、提案者から本業務に関する接触を受けた場合は、直ちに委員長に報告するものとする。

### 5. 評価結果の報告及び公表

1. 選定結果は、村ホームページ及び掲示板への掲示により公表する。公表する内容は、受注候補者の名称、提案者数及び各提案者の得点（受注候補者以外は匿名）とする。